

岩手県監査委員告示第9号

監査結果の公表（平成26年岩手県監査委員告示第46号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年2月3日

岩手県監査委員 柳村 岩見  
岩手県監査委員 高橋 昌造  
岩手県監査委員 吉田 政司  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 (1) 監査対象機関名 保健福祉部医師支援推進室

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年6月20日

イ 本監査実施日 平成26年7月28日

(3) 監査結果の公表の日 平成26年9月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
旅費の支給に当たり、債権者を誤って支出しているものが4件、167,351円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	旅費支給の債権者誤りについては、旅行命令の決裁時において複数人でのチェックを行い再発防止に努めることとした。

2 (1) 監査対象機関名 県南広域振興局県税部一関県税センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年6月18日及び19日

イ 本監査実施日 平成26年7月31日

(3) 監査結果の公表の日 平成26年9月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
債権の管理に当たり、不納欠損の事務処理を誤っていたものがあったので、適正な事務の処理に努められたい。	今後においては、不納欠損処理を行う際の決定書に、本税が未納のものに係る延滞金の不納欠損処理は行わない旨記載し、誤った処理を行わないよう再発防止に努めることとした。

3 (1) 監査対象機関名 県南広域振興局土木部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年6月25日及び26日

イ 本監査実施日 平成26年7月30日

(3) 監査結果の公表の日 平成26年9月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 工作物の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	ア 財産管理簿については、平成26年7月15日に登録完了した。 今後は、担当者間で連携を図りながら工作物の増減について確認を行い、適正な事務の執行に努めることとし

<p>イ 屋外広告物等表示許可に当たり、許可期間が不適当なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>た。 イ 屋外広告物等表示許可については、被許可者に対して適切な更新申請を行うよう要請し、許可期間更新手続の適正化を図るとともに、職員相互のチェック体制を強化することにより再発防止に努めることとした。</p>
------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4(1) 監査対象機関名 沿岸広域振興局保健福祉環境部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年7月1日

イ 本監査実施日 平成26年7月31日

(3) 監査結果の公表の日 平成26年9月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>児童福祉施設等産休等代替職員費補助金の交付に当たり、相当期間経過してから交付決定しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>補助金の交付の遅れについては、年度当初の予算令達の確認、補助金申請受理の都度内容の審査を行い、速やかに交付決定を行うこととした。</p>

5(1) 監査対象機関名 沿岸広域振興局保健福祉環境部大船渡保健福祉環境センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年6月24日

イ 本監査実施日 平成26年7月30日

(3) 監査結果の公表の日 平成26年9月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>ア 許可申請手数料の収納に当たり、収納方法を誤っているものが2件、57,000円あったので適正な事務の執行に努められたい。 イ 旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが20件、30,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>ア 手数料の収納方法については、制度を確認し組織内で周知を図り再発防止に努めることとした。 イ 旅費の支給については、旅行者の身分、旅行行程について確認することにより適正な事務執行に努めることとした。</p>